

宇部市インバウンド向け情報発信業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、宇部市インバウンド向け情報発信業務委託（以下、「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇部市インバウンド向け情報発信業務

(2) 業務内容

別紙「宇部市インバウンド向け情報発信業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託料上限額

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO法人及びその他の法人又は法人以外の団体であり、委託事業を適切に遂行するに足りる能力を有し、以下の要件を全て満たすこととする。なお、共同事業体で応募する場合は、共同事業体の名称、代表企業、構成企業を掲載した協定書（任意様式）を参加表明書と一緒に提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宇部市（以下「市」という。）における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体及びそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

NO.	項目	日程	備考
1	プロポーザル公募開始	令和6年6月18日（火）	市ウェブサイトに掲載
2	質問書の提出期限	令和6年6月24日（月）17時まで	電子メールで提出
3	質問に対する回答期日	令和6年6月26日（水）	市ウェブサイトに掲載
4	参加表明書の提出期限	令和6年6月28日（金）17時まで	郵送又は持参で必着
5	参加資格審査結果通知	令和6年7月2日（火）予定	電子メールで通知
6	企画提案書等の提出期限	令和6年7月12日（金）17時まで	郵送又は持参で必着
7	プレゼンテーションの実施	令和6年7月17日（水）予定	詳細は別途通知
8	選定結果の通知	令和6年7月下旬予定	結果は別途通知及び市ウェブサイトに掲載
9	委託協議・契約締結	令和6年7月下旬予定	

5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- （1）提出書類 質問書【様式1】
- （2）提出期限 令和6年6月24日（月）17時まで
- （3）提出方法 質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、開封確認を付した電子メールにより「11 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。
- （4）回答方法 質問に対する回答は、令和6年6月26日（水）までに、市ウェブサイトに掲載する。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- （1）提出書類及び提出部数
 - ア 参加表明書【様式2】 1部
 - イ 会社の概要が分かる書類【任意様式】 1部
 - ウ 業務実績書【様式3】 1部

※本業務と同種関連事業の実績を記載すること。『同種』とは、インバウンド向けの情報発信を行い、外国人旅行者の誘客を促進する業務をいう。
- （2）提出期限 令和6年6月28日（金）17時必着
 ※提出可能時間は、市役所閉庁日を除く平日の9時から17時までとする。
- （3）提出方法 「11 担当部署」へ郵送又は持参すること。
 ※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。
 ※電子メールでの提出は不可とする。
- （4）参加辞退 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに「11 担当部署」に電話連絡の上、参加辞退届【様式4】を郵送又は持参にて提出すること。この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (5) 参加資格審査 (1) にて提出された書類に基づき資格審査を行い、結果を令和6年7月2日(火)に電子メールにて通知する。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書等提出届【様式5】

イ 業務実施体制表【様式6】

ウ 企画提案書【任意様式】

※仕様書及び別紙評価基準に沿った内容とし、次の(Ⅰ)～(Ⅲ)について記載すること。

(Ⅰ)メディアの活用と掲載記事等の作成

(Ⅱ)選定媒体の条件

(Ⅲ)地域に根差したインバウンド向けコンテンツの発掘と旅行商品への誘導

エ 業務スケジュール【任意様式】

オ 見積書【任意様式】

※仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※消費税及び地方消費税を含まない金額も併せて記載すること。

(2) 提出期限 令和6年7月12日(金)17時必着

※提出可能時間は、市役所閉庁日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出方法 「11 担当部署」へ郵送又は持参すること。

※郵送の場合は、必ず担当部署に電話で到着を確認すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

(4) 提出部数 ア 正本 1部

イ 副本 5部

(正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は副本もカラー印刷とする)

8 審査方法

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最も適格な事業者を選定するため、庁内に設置した「宇部市インバウンド向け情報発信業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)によるプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションを対象に審査を実施する。なお、参加企業が1者の場合であっても実施する。

ア 日時・場所

令和6年7月17日(水)を予定 ※時間・場所等の詳細は、別途通知する。

イ 所要時間(企画提案者1者あたり)

(ア) 準備 5分

(イ) プレゼンテーション 20分 計 40分

(ロ) 質疑応答 15分

ウ 実施方法

主たる担当者が中心となって、提出資料を用いてパワーポイント等によるプレゼンテーションを行い、委員が質疑応答を行う。

エ 参加人数の制限

参加人数は、責任者を含め3名以内とする。

オ 受託候補者の選定

別紙評価基準に基づき審査を行い、評価点（各委員の評価の平均点）が60点以上を得た者の中から、最も評価点が高い企画提案者を受託候補者とする。

（2）受託候補者選定結果通知

選定結果は、企画提案書を提出した全ての企画提案者に対し、自己の結果のみを文書により、令和6年7月下旬に通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

9 受託候補者との協議及び契約締結

- （1）受託候補者との契約にあたっては、企画提案書等に記載された項目に基づき、細部にわたり本市と協議し、仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結することを原則とする。
- （2）プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。
- （3）受託候補者と何らかの理由により契約を締結できなかった場合、次点者と契約交渉を行うこととする。

10 その他留意事項

- （1）本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- （2）本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- （3）企画提案数は1応募につき1案とする。
- （4）提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- （5）本プロポーザルに係るすべての応募書類は返却しない。
- （6）応募書類は、受託候補者選定のために使用するものとし、原則公開しない。
- （7）応募書類は、企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- （8）応募書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- （9）本市は、応募書類について宇部市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- （10）応募書類の不達及び遅配を原因とする企画提案者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。企画提案者においては、書留郵便を利用するなどの対策を講じること。
- （11）次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - エ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

オ 選定の公平性を害する行為があった場合

カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 問い合わせ先及び提出先

宇部市観光スポーツ文化部 観光交流課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8353（直通） ファックス：0836-22-6083

E-mail：kanko@city.ube.yamaguchi.jp

<別紙>

宇部市インバウンド向け情報発信業務委託に係る 公募型プロポーザル 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 企業評価（配点 20 点）		
(1) 業務実績	業務を円滑かつ安定的に実施できる十分な同種業務実績を有しているか ※ 件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する。	10
(2) 業務実施体制	業務を適切かつ確実に実施できる体制であるか	10
2 企画提案評価（配点 60 点）		
(1) 情報発信	・訪日旅行に関心がある外国人に本市の観光情報が幅広く届く仕様となっているか ・地方の観光に関心があるインバウンド旅行者に本市の観光情報が幅広く届く仕様であるか ・SNS などにより、インバウンド旅行者等からも本市の情報が拡散していく仕組みであるか ・多言語に対応しているか	20
(2) 新たな観光コンテンツ企画	・ターゲットとする国や地域からの誘客につながる観光コンテンツを企画できるか ・観光コンテンツの魅力を伝える企画力・表現力があるか ・体験やアクティビティなど、旅行商品への予約・申込につながる有効な導線が設けられているか	20
(3) データの利用・セキュリティ	・データ等により事業効果を測ることができるか ・サイトの管理等、信頼できるセキュリティ体制を備えているか	20
3 計画性、費用対効果、理解度・意欲評価（配点 20 点）		
(1) 業務スケジュール	業務の実現性が担保されたスケジュールとなっているか。	10
(2) 費用対効果	見積額の積算が妥当で、費用対効果が見込めるか。	5
(3) 理解度・意欲	プレゼンテーションにおいて、業務の目的や使命を理解し、積極的に取り組む意欲・姿勢が伺えるか。	5
合計		100

注）評価点は、各委員の評価の平均点とする。